

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の事務手続き(案)について

包括的な委託を行った場合の事務手続き(案)

	担 当 者	内 容
利用開始時	① 利用者 ⇒ ケアマネ事業所	サービス利用の相談
	② ケアマネ事業所 ⇒ センター (※)	相談があったことを共有
	③ 利用者 ⇔ ケアマネ事業所 利用者 ⇔ センター	指定介護予防支援に係る契約 第1号介護予防支援に係る契約
	④ ケアマネ事業所 ⇒ 市町村 センター ⇒ 市町村	介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出 介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の提出
予防給付利用時	指定介護予防支援の利用者としてケアマネ事業所が介護予防サービス計画を作成・費用請求 ↓ (一定期間の経過後) 介護予防ケアマネジメントの結果、予防給付の利用がなくなり総合事業のみに	
総合事業利用時	① ケアマネ事業所 ⇒ センター	第1号介護予防支援の利用者となることを報告 (継続的にケアマネ事業所からの支援を受けるか利用者に確認)
	② センター ⇒ 市町村	当月から第1号介護予防支援の利用者となることの報告
	③ ケアマネ事業所	一部委託を受けた事業者として第1号介護予防支援の一部を実施 (利用者の状態等に変化がなければ軽微な変更扱いとすることも可)
	④ センター ⇒ 保険者 センター ⇒ ケアマネ事業所	第1号介護予防支援に要する費用を請求 委託費の支払い
	以降、予防給付の利用が再度必要となった場合、同様の手順を経る (ケアマネ事業所から市町村へ <u>当月から予防給付の利用者になることを報告</u>)	

(※)センター:地域包括支援センター